

午前十時開議

○ひえしま 進委員長 ただいまから災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会を開会いたします。

○ひえしま 進委員長 本日は、議案の審査等を行います。

それでは、1 議案審査に入ります。

議案第五十六号「世田谷区立中学校における火災に係る和解」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○田丸危機管理部副参事 それでは、議案第五十六号「世田谷区立中学校における火災に係る和解」について御説明いたします。

本議案は、先月の五月二十八日の本委員会におきまして御説明申し上げました案件でございます。地方自治法第九十六条第一項第十二号の規定に基づきまして提出するものでございます。

二ページを御覧ください。1 和解当事者、2 事件の概要は記載のとおりでございます。出火元が大容量ポータブル蓄電池であることから、世田谷区の損害の取扱いについて受注者と協議を行ってまいりましたが、三ページ、別紙にあります和解条項の内容で和解が成立する見込みとなりました。そのため、令和八年第二回区議会定例会において議決を得た上で和解に応じる予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ひえしま 進委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ひえしま 進委員長 それでは、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ひえしま 進委員長 これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ひえしま 進委員長 御異議なしと認めます。よって議案第五十六号は可決と決定いた

しました。

以上で1議案審査を終わります。

○ひえしま 進委員長 次に、2報告事項の聴取に入ります。

まず、㊦台風第六号に関する報告について、理事者の説明をお願いします。

○竹越災害対策課長 台風第六号に関する報告について御説明いたします。

本件につきましては、台風通過の翌日である六月四日に全議員の皆さんにポスティングにて情報提供させていただいておりますが、改めてポスティング時からの変更点等について報告するものです。

まず、変更点になりますが、二ページを御覧ください。8罹災証明書の発行件数になりますが、現在のところ、床上浸水二件、床下浸水一件となっております。

一ページにお戻りください。五月二十九日より新たな防災気象情報の運用が開始されることに伴う区の避難情報判断基準の改定につきましては五月二十八日の特別委員会で報告をさせていただいておりますが、台風通過後に区民の方や報道機関からお問い合わせいただきました事項について御説明いたします。

1の㊦警報・注意報等のアンダーラインを御覧ください。七時四十分には野川、仙川にレベル四氾濫危険警報が発表されております。その発表に伴い、2避難情報のアンダーラインを御覧ください。区では、八時に警戒レベル三高齢者等避難を発令しております。

レベル四の氾濫危険警報が発表されているのに区の避難情報はなぜ警戒レベル四の避難指示ではないのかというお問合せがありました。理由といたしましては、いま一度、1の㊦の警報・注意報等のアンダーラインを御覧ください。ここは大沢池上（三鷹市）水位観測点で氾濫危険水位超過とあります。区の避難情報判断基準では、大沢池上での水位超過のため野川、仙川全体にレベル四氾濫危険警報が発表された場合は、区内の水位観測点で水位超過していない状況ですので、避難に時間のかかる方々向けに警戒レベル三高齢者等避難を発令することとしているためです。

区内にあります鎌田橋野川、鎌田橋仙川のいずれかの水位により野川、仙川にレベル四氾濫危険警報が発表された場合には、区では警戒レベル四避難指示を発令いたします。

また、今回の台風では、鎌田橋野川、鎌田橋仙川の水位を注視しており、どちらかで氾濫危険水位を超過した場合には速やかに警戒レベル四避難指示を発令できるよう備えておりましたが、水位超過が見られなかったため、発令には至りませんでした。

ただし、二ページ5 避難場所の状況にありますとおり、駒澤大学玉川校舎につきましては、野川、仙川の高齢者等避難発令に伴い追加で開設をいたしております。

説明は以上です。

○ひえしま 進委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○藤井まな委員 多くの人から聞かれているのかもしれないですけども、改めて委員会の中で聞きたいことは、先ほどもありました野川、仙川にレベル四の氾濫危険警報が発表されたということで、そのレベル四の前の段階の発表がなかったというか、あったのかもしれないが皆さんが理解ができなかったみたいな、レベル四が出るまでに至る情報の在り方みたいなものがやっぱりちょっと分かりづらいのかなと思うんですけども、そこら辺、区はどう考えているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○竹越災害対策課長 野川、仙川につきましては、河川氾濫に伴ういわゆるレベル三の氾濫警報は発令はされない河川になっております。ですので、野川、仙川については河川氾濫の氾濫危険警報、氾濫特別警報のみ発令をされるという河川になっておりますので、今回はレベル四の氾濫危険警報が野川、仙川には発令されたんですけども、先ほど申し上げたとおり、区内の水位観測点ではレベル四の水位、危険のところまでは達していなかったもので、判断基準に従いましてレベル三の高齢者等避難を発令したということになります。

○藤井まな委員 こうやって台風が過ぎ去ってみてそういう話を聞けば私たちも当然納得がいくんですけども、やっぱり区民の人には分かりづらいというのが今回のこのやり方。改めて始まったばかりでなかなか難しいのかもしれないですけども、やっぱり僕も、いきなりレベル四が出たときに区民に聞かれて、何でいきなりこんな状況なのと聞かれても説明しづらかったですし、これから順に丁寧に説明していくしかないのかもしれないですけども、正直分かりづらいという声が多かったですし、私も分かりづらかったですということは取りあえず意見としてお伝えをしていただきたいと思います。

それと、二ページ目、浸水の状況とか道路冠水とか、この道路冠水はどこなのか、雨漏りは行政の建物じゃないですよという確認をしたいと思います。

○竹越災害対策課長 まず、道路冠水一件につきましては、宇奈根三の十一付近で冠水をいたしております。また、雨漏りの被害につきましては、区内施設の状況にありますとおり、四十一件、区立小中学校二十五校、また児童館五施設、その他の区民利用施設十一施設で雨漏りが確認されております。

○藤井まな委員 分かりました。では、この一件目のところは区内の民間の施設の雨漏りだということですね。

○竹越災害対策課長 失礼いたしました。4の㊦浸水等の状況、雨漏りにつきましては、区内にございます有隣ホームで雨漏りが発生したということでございます。

○藤井まな委員 ありがとうございました。

あとは、6の学校・保育園等の対応なんですけれども、これがいろいろ判断が分かれたと思うんですけれども、これの対応についてお伺いをさせていただきたいと思います。

○竹越災害対策課長 区立小学校、また保育園の対応につきましては、それぞれの学校の判断ということでこの台風六号は対応したとお聞きをしておりますが、今回の台風六号の教訓を得まして、区立小中学校につきましては休校に伴うガイドラインの見直しについて検討を行うということで聞いております。

○藤井まな委員 これまた僕はすごくいろんな方から、区民の方から意見をいただいて、学校に行かせたところもあって、学校に行かせるのかというお叱りの声をいただいたりして、その全体の判断というものが分かりづらいということは御意見として区民からたくさんいただいておりますので、それはもう災対のほうも認識をしていただきたいと思うし、これは教育委員会とも兼ね合いだと思っておりますけれども、そういった声があったということとはぜひとも教育委員会と共有をしていただきたいと思っております。意見です。

○若林りさ委員 今回、自主避難場所を開設されたということなんですけれども、五地域で、一枚目の雨量を見ますと玉川地域が一番多いのかなと思うんですが、実際の避難者数というところが一番多いということになっているんですけれども、これはどういった理由でこのお伺いしているんですか。

○竹越災害対策課長 まず、砦で多い理由は、やはり野川、仙川の流域を多く抱えているという理由が一番だと思います。それだけ区民の皆様方も洪水被害に対して意識が高いということがこの避難者数につながっているかなと思っております。

○若林りさ委員 確かにそうですね。野川、仙川があるということで。実際その被害も多かったのも砦地域になりますかというのが一点と、あと、その情報の伝達はその五地域満遍なく行われているかという二点、お願いします。

○竹越災害対策課長 今回、被害につきましては、浸水被害は罹災証明が出ておりますので少しは出ているんですけれども、浸水被害以外では雨量、雨による被害でございますので、雨漏り等の被害は全区的に出ております。

また、情報伝達につきましては、避難所開設等の情報につきましては、災害対策課、また広報広聴課、連携しまして、区で考えられる媒体、様々な媒体を使い、広報をさせていただきます。

○**いたいひとし委員** 確認なんですけれども、野川、仙川はいきなりレベル四からしかないという御説明だったんですけれども、そうすると、やはりいつ高齢者等避難の発令がなされたらいいのかというその判断が、先ほどほかの委員からもあったとおり、私もここは非常に懸念を抱いているところでして、世田谷区は警戒レベル三を発出する際に、レベル四の氾濫危険警報を出す前に独自でやっぱり高齢者等避難を発令すべきだというふうに思うんです。

そのときに、区が警戒レベル三を発令したときの一つの基準というんですかね、谷沢川も同じことが言えると思うんですけれども、丸山橋だとか、そういういつもあふれるところとかを、当然、災対本部で一々情報を取り寄せるということは難しいと思うので、要するに監視カメラだとか、勘じゃなくて雨量計だとか、そういった目で見て分かる情報を基にして、私は発令すべきだと思うし、実際発令しているのかもしれませんが、そのレベル四の氾濫危険警報が出ないときの区の高齢者等避難の発令との関係について改めて説明してください。

○**竹越災害対策課長** まず、野川、仙川の警戒レベル三の高齢者等避難の発令の基準でございすけれども、先ほど申し上げた基準と重複してしまいましたが、世田谷区の上流にあります大沢池上（三鷹市）の基準点の水位、上流で発令された場合にその雨が今後下流に来る危険性が高いということで、判断基準といたしましては、大沢池上の基準点によりレベル四氾濫危険警報が発表された場合に、今回行いました警戒レベル三の高齢者等避難を野川、仙川の場合は発令することとなっております。

また、谷沢川、丸子川等の河川につきましては、委員おっしゃっていただいたとおり、警戒レベル四以上につきましては東京都よりレベル四の氾濫危険情報等が発表されますので、その発表を逃すことなく発令をするということになりますが、同じように警戒レベル三の高齢者等避難については発表がございませんので、私どもでは洪水キキクルという目で見える情報を追わせていただいております。丸子川、谷沢川等に警戒の赤が出た場合に、今後急激な水位昇のおそれがあるということで高齢者等避難を発令させていただきます。

実は今回の台風六号でも、先ほどの説明には加えなかったんですが、2の避難情報のと

ころ、野川、仙川に先立ちまして六時十六分に谷沢川の洪水に関する警戒レベル三の高齢者等避難を、丸子川は警戒、赤が出ませんでしたので発令はいたしておりません。今回は谷沢川に警戒、赤が洪水キキクルで出ましたので高齢者等避難を発令いたしております。

説明が重複いたしまして申し訳ございません。

○**いたいひとし委員** 聞いてもよく分からないというのが正直なところでして、いわゆる大沢池上、三鷹のところは、たしか私も、この危険レベル四が出たので、どこが出たのかなと思って地図で調べたら、確かに三鷹市だったので、その三鷹市だと、下流に流れてくるので、やっぱり同時に出さなきゃいけないんじゃないかとそのとき思ったんですけれども、時差が二十分ぐらいあるということもちょっとおかしいなというふうに私自身は思ったんですよね。当然、流れてくる時間はあるかもしれないけれども、逆に言えばその時間帯で避難すればもっと余裕を持って避難ができたんじゃないかということ。

それから、谷沢川はいきなり警戒レベル三に至ったんですけれども、それが何を基にして出たのかというのをちょっと追っかけていたんですけれども、これもよく分からなかったんですよね。野川、仙川は判断基準がそういう基準であるということが分かったんですけれども、谷沢川はキキクルで赤くなったからといっても、それって私たちは実際見られるんでしょうかね。要するに、それぞれが判断できるような情報に誰もがアクセスできるということが大事だと思うんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○**竹越災害対策課長** 洪水キキクルにつきましては、皆さんが閲覧できる情報でございます。ただ、区のほうで洪水キキクルとかそういうところの情報を見ることが大事ですというところの区民に対する広報が委員御指摘のとおり少し足りなかったこともあるかもしれませんので、今後、どの情報を見たら区民の方々が自ら先んじて、区の発令を待つことなく判断できるのかも含めて、広報を考えていきたいと思えます。

○**いたいひとし委員** 話題を替えますけれども、令和元年の台風十九号で地元の町会四百世帯ぐらい浸水被害があって、我が家も危うく床上浸水になりかけたんですよ。そのとき以来、内水被害だとかそういうものを質問してきたんですけれども、その中で区は、そのときの反省を踏まえて、二十四時間前には玉堤とかの地域の人たちに、要するにゲリラ豪雨じゃなくて台風が近づいているということが前提の話ですけれども、そうなりとある程度早めの対応が取れるというふうに言っていたにもかかわらず、特に谷沢川とかは、避難しようと思っていたときが一番雨脚が強かったり、ちょうど通勤通学の時間にも重なっていて、とてもじゃないけれどもその中で避難するということは幾ら情報が出たってこれは

難しいというか、無理だろうと。

もっと早く、例えば前日とかに、二十四時間ということになると、明け方の明るい時期は確かに明るいんだけど、それは避難できない状態の明るい時間帯じゃなくて、避難できる明るい時間でちゃんと行動が取れるということをなぜしなかったのかと。要するに、責めているわけじゃないけれども、今回そういうふうにしなかった最大の理由は何なんでしょうか。

○竹越災害対策課長　今回、委員御指摘のとおり、ゲリラ豪雨とは違い台風ということで、接近がある程度想定ができる水害ということになります。なので、区では、まだ水位が上がっていない状況で避難指示を出すことはできないんですけれども、雨が近づいてくる、台風が近づいていることによって心理的圧迫や不安を感じる区民の方々が出ることも考えられますので、今回は、資料二ページ目の5にありますとおり、自主避難場所ということでございますが、前日のこれも夕方五時ということでまだ明るいうちに、御心配のある方は自主避難場所を開設しております、場所は空けてありますのでどうぞということで区のホームページ等で御案内をさせていただいたという対応を取らせていただきました。

○いたいひとし委員　そのことは重々承知の上で質問しているんですけれども、あの時間帯だったら多くの方がまだ活動している時間帯なので、今は日が長いので十九時頃までは多分行動は場合によってはできたと思うんです。そういう広報の仕方についてはちょっと問題があったんじゃないかと思うんですけれども、そういうホームページ上ではなくて、防災行政無線だとか、例えば行政のパトロールカーを回すだとか、何かそういった行動が取れなかったのかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○竹越災害対策課長　事前の自主避難場所の開設状況等についての広報の手法については、委員の御意見も今承りましたので、今後検討していきたいと思います。

○くろだあいこ委員　今のいたい委員の話にちょっと近いんですけれども、今回の自主避難場所を前日の夕方に開設していたというのはすごくいいことだったと思っておりまして、前日、雨がまだそこまで強くないとか、そういった時期に移動ができるということはよかったと思うんです。ただ、そのアナウンスの仕方がもう少し、高齢者とかで、高齢者等避難は出ていないんだけど、急に雨脚が強くなってしまっただけで避難が難しいと思う方は早めに行っていてねとか、ここまでの段階じゃないけれどもというようなアナウンスをしてもいいんじゃないかと思いました。

実際、その判断基準、風水害の対策についての判断基準ということで、前回の委員会で

お示しいただいている資料を見てみても、高齢者等避難、警戒レベル三以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近、通過することが予想される場合は、判断基準に達していない段階でも夕刻時点での発令を検討するというふうにあります。多分、検討して発令はしないと決めたんだと思うんですけども、でも、結構その判断を迫られるような状態だったと思いますので、アナウンスの仕方というのは少し改善してみてもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○竹越災害対策課長 今、委員御指摘の高齢者等避難の判断基準はあるんですが、判断基準以外でも場合によっては発令することができるという基準がございます。その都度、台風等、また状況を見ながら判断をしていくところでございますけれども、今回の判断につきましては、総雨量がそこまで行かないであろうという判断もございまして、避難指示の発令は見送ったところでございます。

○くろだあいこ委員 ありがとうございます。その判断はそれでいいと思っていて、総雨量はそこまで行かないなというふうに思ったけれども、結局、雨がめっちゃめっちゃ降る時間帯は朝の通勤通学ラッシュの時間帯であったりとか、雨がめっちゃめっちゃ降ってきたときに避難指示が出ても、高齢者の方々がそこから避難をするってやっぱりすごく大変なことだと思っております。なので、高齢者とか、不安を感じる方向けに自主避難場所を開設してくださったという対応はしっかりされているんですけども、そのアナウンスの部分、やっぱり高齢者の方たちに伝わるようにそれをしないといけないと思っております。

自主避難場所開設というのをネットでしか見られなかったりとか、情報が取りづらい方というのもしゃるので、やっぱりそれだと、いたい委員の言ったような防災無線みたいなことだったりとか、何らか分かるような形で周知をしなきゃいけないと思っております。防災ポータルもあって、すごくあれは便利で、見られる人にとってはとても便利だけれども、高齢者の方とかで使えていないとか、あまりなじみがないとか、そもそも防災ポータルの存在を知らないとかいう方もやっぱりまだいらっしゃると思うので、皆さんに届くように周知の仕方とか御案内の仕方みたいなところを。

今回対応は本当にちゃんとやってくださったって私は思うんですけども、その案内がやっぱり足りないから区民が判断できない、分からないとか、いろんな御意見が出るのかなと私は思うので、その部分を改善いただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○竹越災害対策課長 先ほどの答弁と重複してしまうところもあるかもしれませんが、

ネット環境がない方々への周知方法、今回、様々な周知方法については御意見いただいておりますので、改めて検討したいと思います。

○くろだあいこ委員 ありがとうございます。

もう一つなんですけれども、学校・保育園等の対応で気になるのが、先ほど、教育委員会がこれから区立小中学校のガイドラインの見直しも考えているということでおっしゃっていたんですけれども、結構一律に決めろという御意見もあったりしつつ、やっぱり世田谷区内全体で見ると結構状況が違うのかなというのも思ったりもしまして、一律が本当にいいのかみたいなのも論点の一つだなと思っております。

ただ、これも保育施設であったりとか区立小中学校の保護者への対応なんですけれども、保護者の方々もやっぱり判断に迷うみたいなのところがあるそうでした、ただ、本当は保護者がきちんと判断して、子どもを休ませるなり、会社を休むとかなり、自分で決めるべきではあると思うんですけれども、区が休校をすとか、欠席扱いにすとか、いろんなことを早めに決めてくれたら判断しやすいというところもあると思うので、情報を早めに、判断材料を早めにというのは全体的にやっぱり言えることなのかなと思うので、そのところは教育委員会や関係各所と災対本部で話し合っていたいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○竹越災害対策課長 各施設の開けるとか閉めるの判断は各所管課の判断になります。ただし、災害対策課としては、台風の情報等について私どもが気象庁等から知り得た情報については、このような状況ですということは全庁的に早め早めに共有させていただいております。その上で各施設所管課がどのように判断するかということでございますけれども、今、委員から御意見いただいたことにつきましては、教育委員会のほうでもガイドラインの見直しを図るということで私のほうも聞いておりますが、その際の検討の材料になるようにということで伝えさせていただきます。

○いたいひとし委員 関連してなんですけれども、二枚目の6のところには学校・教育関係等、保育施設は載っているんですけれども、区内にはいろいろここに載っていない施設はたくさんあるんですよね。障害、高齢とか。各施設ごとの判断ということで、どういう対応を取ったかというその結果のまとめみたいなものもないのか、あるのか、例えばそういう施設から問合せがあったときに答えるシステムになっているのか、なっていないのかと。

要するに、こういう障害者、高齢者等の施設で洪水氾濫地域にある施設もあれば、そう

いうじゃない地域にもあるし、保育園だって洪水の被害にしょっちゅう遭うところもあるし、ないところもあるし、全然違うというのはよく理解するんですけども、よく聞くのは、判断をする際の情報がとにかくテレビとかネットとか以外にはもうないと。ですから、自分たちが判断を下す際の情報量が圧倒的に少ないというか、その中で命を預かっている、判断を下さなきゃいけないというプレッシャーがすごくあるという話を聞いているんですけども、まず、行政がその情報を把握しているのかということと、それから、そういったお問合せに答えられるシステムがあるのかというか、逆に言えば、そういう人たちは自分たちのパワーでそういう情報を集めなければいけないシステムになっているのか、三点ぐらいお答えください。

○竹越災害対策課長 まず、報告のあった施設につきましては、区の総合防災情報システムで被害状況は入力をしていただくことになっておりますので、そのシステムに入力された情報を取りまとめさせていただいたものでございます。

また、様々な施設がある中で、私どもは先ほど申し上げたとおり各施設を所管する所管課さんにつきましては全庁的に台風の状況等は共有をするようにさせていただいている中で、その情報を基に判断をいただくことになるんですけども、そのほか、テレビ、マスコミ等の情報も加味しながら各施設所管課で開設等の判断はするということになっております。なので、私どもといたしましては、気象庁等からの会見や発表があった情報をなるべく早く各所管課に伝えられるように、今後も情報伝達については留意してまいります。

○いたいひとし委員 学校なんかは、前回の、去年の九月十一日、十二日だったかな、ゲリラ豪雨があったときに、学校の先生だって授業をやっていて、警報が発令されたことさえ知らないような学校もあつたりするんですけども、今回、前日に台風が来る、朝方の、この施設でいうと当初というか、その施設に通う時間帯がまさに非常に困難な時間で、もう休んじゃおうとか思った人もたくさんいると聞いているんですけども、例えば今、情報を渡すといっても、まさに必要なときに必要な情報がリアルでもらえるというか、そういうシステムというのは、例えばポータルサイトを見ないとその人たちも分からないというのが今現実だということではないんですか。

○竹越災害対策課長 気象情報等につきましては、一番早いのはやはり気象庁発表の気象情報になります。その気象庁の発表の情報を得て、防災ポータル等で連携をして気象情報については発表していくということになりますので、やはり施設の所管課につきましては、そのような形で情報を把握していただくと。

また、庁内管理職につきましては、ラインワークスというシステムで情報共有をさせていただいておりまして、今回もラインワークスを使いまして、管理職には台風の状況等はお知らせをしていたというような状況でございます。

○加賀谷危機管理部長 ちょっと補足ですけれども、我々も気象庁の東京管区気象台の情報で台風の今後の影響というのは逐次早く把握はしているんですけれども、前日ちょうど二時の段階で説明会はオンラインでありまして、その段階では、ちょっと遡ると、それほど警報級にならない、高レベルではないということで注意レベルの状況だったものですから、それほど接近はしてこないなという状況はありました。とはいえ、施設管理、登校の時間帯と重なりますので、庁内の関係所管にはそういう情報は流させていただいております。その上で先ほどの教育委員会だったりとは個別に判断されたというふうに把握しています。

特に今回、台風の中の暴風圏域が途中で上陸の段階で消滅したということで、ちょっと珍しいケースだったと思うんですけれども、そういったことも一つの登校の判断で、暴風警報がなされないだろうということで、教育委員会とすると休校にならなかったというふうに把握をしております。とはいえ、最後は学校長の裁量でありますので、個別に判断された小中学校はあったというふうに聞いておりますけれども、一応そういう経過があったと。

それが前日の情報でした。それが翌日の三日の朝五時の状況で一転しまして、もう少し接近してきて、かなり雨量も上がるだろうということになりまして、そういうことで結果的にこういう河川の状況が出てしまったということがあります。

先ほど来おっしゃっていたレベル四、レベル三とかとありますけれども、いずれにしろ大雨の情報がいろいろ状況を及ぼしますので、大雨警報の三レベルのところでもうちょっと、注意喚起になりますけれども、今後、河川の状況ですとか様々、お気をつけくださいというようなことで、今後避難等を発令するおそれがありますみたいなことは、先ほど来おっしゃっていただいている周知の在り方というところはもうちょっと丁寧にやっていきたいなと思っております。

○ひえしま 進委員長 次に、㊦その他ですが、ほかに報告事項はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ひえしま 進委員長 以上で報告事項の聴取を終わります。

○ひえしま 進委員長 次に、3 閉会中の特定事件審査（調査）事項についてお諮りをいたします。

- ㄐ 総合的な災害対策について
- ㄒ 危機管理の総合調整について
- ㄓ 防犯対策について
- ㄔ オウム問題（カルト問題を含む）対策について

とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ひえしま 進委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○ひえしま 進委員長 次に、4 協議事項に入ります。

㊦ 次回委員会の開催についてです。次回委員会は、年間予定である九月三日木曜午前十時から開催したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ひえしま 進委員長 それでは、次回委員会は九月三日木曜午前十時から開会することに決定いたします。

以上で協議事項を終わります。

○ひえしま 進委員長 その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ひえしま 進委員長 特にないようですので、以上で災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会を散会いたします。

午前十時三十八分散会
